

No. 53

制 度 名	乳児等のための支援給付費負担金	主管課名	子ども未来課 企画・幼稚園 G		
		問合せ先	029-301-3252		
目的・趣旨	保育所、認定こども園等に在籍していない生後 6 か月から満 3 歳未満のこどもを対象とした乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用者への支援				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 次の施設等で、設備運営基準を満たした乳児等通園支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内型保育事業等） ・ 地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等 <p>[補助要件等] 子ども・子育て支援法に基づく負担金</p> <p>[対象経費] 公定価格に基づく額を公費で負担</p> <p>[補助限度額等] 国の算定基準（内閣府告示）等により算定した額を負担</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		3/4	1/8	1/8	—
[令和 8 年度当初予算額] 50,883 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 全市町村予定			
[備考]					